

事業主の皆さま

「佐賀県働き方改革推進支援センター」 のご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆さまを支援します。

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

電話、メール、来所により相談を受付

【佐賀県働き方改革推進支援センター】

お問合せや
ご相談は
こちらまで

電話：0120-610-464

メール：h-kaikaku@sr-saga.com

住所：佐賀市川原町8-27平和会館1F

【受付時間】9:00~17:00（土・日・祝日を除く）

- ▶ ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。
- ▶ 裏面にご相談事項に関する概要を記載しておりますのでご参照ください。
- ▶ その他、労働問題全般に関するご相談にも対応いたします。

働き方改革全般について、様々なご相談を受け付けます

例えば、以下のようなお悩みをもつ事業主の方からのご連絡をお待ちしております。

- 36協定について詳しく知りたい
- 非正規の方の待遇をよくしたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 人手不足に対応するため、どのようにしたらよいか教えてほしい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金が分からない

その他、労働問題全般に関しましてどうぞお気軽に、ご相談ください。

等



いちおしポイント

- 1 **労働・社会保険の専門家**(社会保険労務士)が**丁寧に**対応いたします!
- 2 当センターのご利用は**無料**(タダ)です!

36(サブロク)協定とは

労働基準法第36条に基づく労使協定のことです。労働者に残業を行わせる場合にこの協定を締結し、所轄の労働基準監督署へ届け出なければなりません。

本センターでは、**36協定の締結方法など**について、**アドバイス**を行います。

非正規労働者の待遇改善について

正規社員・非正規社員の間で待遇差がある場合、それが不合理な格差であるか否かを判断することは難しいという現状を踏まえて、平成28年12月に「同一労働同一賃金ガイドライン案」が策定されています。

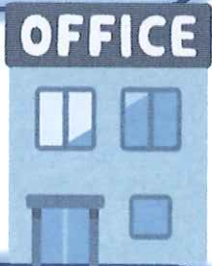
本センターでは、**ガイドライン案の内容**について**説明やアドバイス**等を行います。

賃金引上げに活用できる

国の支援制度

(業務改善助成金)

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合、設備投資などの費用の一部が助成されます。本センターでは、**業務改善助成金**についての**詳しい情報提供**を行います。



人手不足への対応について

少子高齢化の進展に伴い、佐賀県内においても人手不足は慢性的な状況となりつつあり、このような状況へ対応するためには、**女性や高齢者等の雇用促進**、**仕事と育児や介護・病気治療等との両立支援**等が考えられます。

本センターでは、**人材不足への対応等**について、**ご相談**に応じます。

働き方改革関連助成金のご案内

働き方改革関連助成金 (①キャリアアップ助成金 ②人材開発支援助成金 ③両立支援等助成金

④業務改善助成金 ⑤時間外労働等改善助成金)の活用し働き方改革の取組を進めましょう。

本センターでは、これらの**助成金制度の情報提供や利用**についてのご相談にも応じます。

佐賀県働き方改革推進支援センター

(受託者 佐賀県社会保険労務士会)

住所: 佐賀市川原町 8-27 (無料駐車場あります)

電話: 0120-610-464 (無料)

E-mail: h-kaikaku@sr-saga.com

